

随意契約締結状況(100万円以上)

[平成30年8月～平成30年9月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道ブロック血液センター 温度監視システム保守契約	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年8月17日	株式会社チノー札幌営業所 札幌市北区北7条西2-20	¥6,387,120	チノー社は当該システムの販売業者であり、他社では対応できないため同社を選定する。日本赤十字社会計規則第36条3項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	
2	北海道ブロック血液センター 血液事業情報システム専用帳票(依頼要請はがき)の調達	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年9月14日	トッパン・フォームズ株式会社 札幌市西区二十四軒4条1丁目1-30	¥2,591,784	当該専用帳票を圧着する機械が同社製品であり、その機械に適合する帳票が同社の特許製品であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	北海道赤十字血液センター 移動採血車発動発電機の更新	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年9月26日	アイ・ティエンジニアリング 札幌市中央区南13条西13丁目1-48	¥1,832,800	当該発動発電機の取扱業者が同社のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	北海道ブロック血液センター 井水処理設備の浄水ろ過膜交換	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年9月27日	オルガノ株式会社北海道支店 札幌市東区北7条東5丁目8-37	¥1,962,684	当該設備の施工業者であり、仕様を熟知していることから、迅速で確実な施工が可能であるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第3項)	